

普通河川敷地の占用等許可基準

(目的)

第1 この基準は、河川が公共用物であることをかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この基準において「普通河川」とは、浜松市普通河川条例（昭和46年浜松市条例第27号、以下「普通河川条例」という。）第2条に掲げる施設をいう。

2 この基準において「河川敷地」とは、普通河川が存置する河川用地及び河川附属物の下の用地をいう。

3 この基準において「占用の許可」とは、普通河川条例第4条第1項の許可をいう。

4 この基準において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

(占用許可の手続)

第3 占用の許可に関する手続は、浜松市普通河川条例施行規則（昭和46年浜松市規則第15号）に定めるところにより、適正に行わなければならない。

(適用除外)

第4 この基準は、浜松市普通河川条例第4条第1項第1号及び第3号、並びに第6号に関する河川敷地の占用には、適用しない。

(占用許可の基本方針)

第5 河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除去し、又は軽減させるものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。河川敷地の占用は、占用許可基準に該当した占用施設で、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

(占用施設)

第6 占用施設は、河川敷地占用許可準則（平成17年河管第377号の2）に基づく施設とする。

(占用許可基準)

第7 占用施設の許可基準については、工作物設置許可基準（平成10年建設省河治発43号）、または河川管理施設等構造令に基づくものとする。

2 前項の設置許可基準により難しいものは、河川管理者と協議し、構造等を決定することとする。

附 則

この基準は平成13年4月1日より施行する。

附 則

この基準は平成 17 年 5 月 1 日より施行する。